

青木外相期の条約改正交渉

——方針形成と国際環境——

大石 一男

【要約】 大隈条約改正交渉の收拾策としての明治三二年一月一〇日付閣議決定は、井上毅法制局長・伊東枢密院書記官長らの批准拒絶方針と、井上馨農商相・青木外相代理らの修正要求提起方針とを、後者を柱にしつつも両論併記した。一方、日本政府のこの弱体・分裂状態にドイツ等其他の列強が取り入ったり、第一議會を強硬な条約廃棄論が席卷して政府を暴発に導いたりすることを危ぶむイギリスは、外国人裁判官任用要求を放棄した対案の早期提出で主導権をとる決断を下す。責任転嫁の対象を「英政府対案」で奪われ、対等条約の主張への配慮から本交渉開始にも踏み切れず、山県首相は対応に苦慮した。結局、第一議會後に青木外相が本交渉開始へ暴走して山県は政権を放棄し、青木が事実上更迭されて条約改正問題は凍結される。ただその結果は、日本は大隈交渉の白紙撤回、イギリスはスケープゴートにされる危険の回避、という各自の目標を一応達成したことをも意味していた。

史料 八七巻四号 二〇〇四年七月

はじめに

本稿は、大隈重信外相遭難に伴う代理の期間を含め、青木周蔵が外務大臣を務めた期間（明治三二年一〇月～三四年五月）の条約改正問題を扱う。一八八〇年代以降の条約改正といえば、井上・大隈・陸奥の三人の外相がまず頭に浮かぶ。彼らに比べれば、大隈と陸奥の間の青木・榎本外相期は条約改正史のいわば谷間の時代であり、あまり注目されない。しかし

同じ谷間の時期といつても、青木外相期と榎本外相期には大きな相違がある。青木外相期には、イギリスが日本側に大幅に譲歩した対日案——外国人裁判官任用要求を全く放棄したもの——を出すという重要な事件が起きているからである。この対日提案が行われる前の日本側の改正問題についての方針はいかなるものであったのか、譲歩的対日提案はなぜなされたのか、そしてそれに対して日本側の反応はいかなるものであったのか、そして結局、この提案に日本側が積極的な対応をしなかったのはなぜか。本稿は、これらの疑問への解答を試みる。

青木外相期の条約改正問題については、坂根義久氏の研究がある。ただ氏の研究は、青木の伝記的研究という性格のためか青木にのみ焦点があたり、条約改正推進派と反対派全体の動きが見えないという問題点がある。その結果、坂根氏の研究を受けた概説的叙述^②も含め、なぜ榎本外相期にはこの問題が凍結され続け、なぜそれが陸奥外相期に再び動き出すのか、十全には説明できていない。本稿は、青木の努力とそれへの妨害としてではなく、条約改正問題をめぐる路線対抗としてこの時期の葛藤を描くことで、同過程の理解を深めようとした。

本稿の内容は以下の通りである。第一章は、イギリス側提案が出される以前の時期を扱う。大隈外相遭難・黒田首相辞任の後の三条臨時首相期、条約改正問題について喫緊の問題となったのは、暗礁に乗り上げた大隈交渉の処理であった。交渉継続はもはや問題とならないなか、その処理をめぐって二つの路線が生まれた。一つは井上毅法制局長官・伊東巳代治枢密院書記官長・松方正義蔵相らの路線で、批准拒否という強硬論である。もう一つは井上馨前農商相・山田顕義司法相らの路線で、大隈交渉の成果を保持し日本の国際的信用を保ちながら、当面交渉は凍結——批准もしなければ拒否もしない状態——しようというものである。この両路線をめぐって政府内の議論はゆるるが、結局、まずイギリス等に新提案を行うことでは合意が成立し、明治三二（一八八九）年二月一〇日に「将来外交ノ政略」が決定され、それにしたがって修正要求が発出された。坂根氏はこの決定について、元勳級閣僚が主導して改正交渉に関する閣内統一を図ったものとし、これが青木の改正交渉の制約となったと位置づけている。しかし本章では、条約改正をめぐる以上のような路線対立

を全体的に明らかにすることで、氏をはじめとする従来の説を修正したい。

明治二三（一八九〇）年七月五日、イギリスは青木覚書への対案という形で対日提案を行う。第二章はこれ以後の時期を扱う。まず、イギリスがなぜ大幅に譲歩した提案を行ったのかが問題となる。シベリア鉄道建設に現れるロシアの極東進出に対抗し、日本を味方につけるためであったというのが従来の解釈であった。しかし、実際にはそうではない。それはむしろ、日本政府の弱体・分裂を見抜いた上で、ドイツ等の機先を制し、交渉停滞の責任を転嫁される危険を回避しようとする、イギリスの緊急避難的な選択だったことが明らかになるであろう。意外な幸運であったかに見える「列国協調」の解体は、実は対欧米宣伝工作や対ドイツ接近政策などの以前からの継続的努力の成果であり、ドイツ通の外相として青木が在任したことも大きな意味をもったのであった。

では、予想外の対案を受け取った日本側の反応はどのようなものであったか。青木はこれに積極的に応じるべきとし、しかし伊東はさらに要求を積み上げるべきであると強硬論を主張した。これまでと同じ西路線の対立である。そして山県首相は、今度は青木を支持せず、イギリスへの返答は延引された。大幅に有利にはなつたがまだ「対等条約」にはいたらない案で交渉することで、議会や世論が反発することを恐れたのである。しかしこれはイギリスの好意的提案を店ざらしにすることを意味した。青木は焦り、交渉の速やかな開始を主張する。こうして山県はディレンマにおちいり、明治二四（一八九一）年四月九日、辞任を決意、交渉は終息を迎えるのである。

このように、第二章後半では、条約改正をめぐる路線対立が、議会開会を迎えることで、山県に辞任を決意させるほどの深刻な意味を持ったことを示したい。それは、従来必ずしも十分な説明のなされてこなかった山県辞任の背景を説明すると同時に、条約改正をめぐる国内的制約の変化を示すことにもなるであろう。本稿では以上のように、準備・交渉の過程の検証から、交渉史における長期的構造の変化について再検討したい。

〔付記〕

典拠は以下のように略記する。井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇』第五卷（國學院大學図書館、昭和五〇年）は

『教伝』五、國學院大學日本文化研究所編『近代日本法制史料集』七（國學院大學、昭和五九年）は『法制』七、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第二卷（塙書房、昭和四九年）は『伊藤』二、国立国会図書館憲政資料室蔵の『憲政史編纂会収集文書』二井上馨関係文書』陸奥宗光関係文書』三三条家文書』はそれぞれ『憲政』『井上馨文書』『陸奥文書』『三条家文書』、『東京日日新聞』は『日日』、『郵便報知新聞』は『報知』、日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書』二（日本大学、平成四年）は『山田』二、外務省調査局監修『条約改正関係』日本外交文書』第三卷上は『外文』三卷上、『条約改正記事』（大山梓・稲生典太郎編『条約改正調書集成』上巻、原書房、一九九一年所収）は『記事』（頁数は復刻原文による）、Great Britain Foreign Office Records は「〇〇。また、『憲政』五七六一二「伊東伯爵家文書、条約改正関係史料雑纂、二」を「雑纂二」のように、さらに「雑纂二」（一〜二二頁）に含まれる「大隈伯遭難後ノ善後処置ニ関スル閣議其他ノ経過」を「経過」と略記する。なお、拙稿「大隈条約改正交渉再考」（『史林』八五―六、二〇〇二年）及び「明治二年条約改正問題と帰化法」（『日本史研究』四九三、二〇〇三年）については、それぞれ「拙稿 a」「拙稿 b」とする。

① 坂根義久『明治外交と青木周蔵』刀水書房、昭和六〇年。

② 概説としては大江志乃夫「一八八〇―一九〇〇年代の日本」（『岩波講座 日本通史 第一七巻 近代二 岩波書店、一九九四年』や、『日本歴史大系普及版』四 明治憲法体制の展開（上）（山川出版社、一九九六年）中の坂野潤治氏執筆部分（二七―二九頁）、さらに井上勇一「不平等条約から同盟へ」（『日英交流史 1600―2000 1 政治・外交 I』東京大学出版会、二〇〇〇年）、御厨貴『日本の近代

3 明治国家の完成』（中央公論新社、二〇〇一年、一五六―二二九頁）等が、国内政治的視点からのものとしては小宮二夫『条約改正と

国内政治』（吉川弘文館、二〇〇一年）が比較的近年のものである。

③ 大谷正『近代日本の対外宣伝』（研文出版、一九九四年）九三・九四頁を参照。

④ 詳細は広瀬靖子「井上条約改正交渉に関する一考察」（『近代中國研究』第七輯、一九六六年）三〇九頁以下を参照。

一 大隈交渉收拾への模索

(一) 批准拒絶策動

大隈遭難(明治三年一月一日)と黒田清隆首相の辞職聴許(同二五日)により政府内の勢力バランスは大きく変化し、大隈交渉に正面から反対した松方正義蔵相・後藤象二郎通相、慎重な中間派・穩健派としての山県有朋内相・山田顕義法相らが、中枢を占めることになった^①。大隈案断行派を排除したこの構成の帰結として断行という選択肢は度外視されたが、調整役に徹した三条実美首相のもと、事態收拾の方向は約一ヶ月半の曲折を経てようやく調整されていく。それは、交渉の到達点を後退させずに、できれば大隈案の微修正で完遂に持ち込むことも視野に入れている井上馨・山田らの考えと、政府内外の反対運動を背景に交渉の成果を完全に葬ってしまうおうとする井上毅・伊東巳代治らの考えとが対抗する形で展開した。その帰結が、前述した「閣議案」と「意見書撮要」の二文書からなる、「将来外交ノ政略」なのである。

さて、いち早く收拾策を提起したのは、交渉中止を主張する井上毅法制局長官であった。一〇月二二日の元田永孚への書簡を皮切りに、二三日ごろから、山県・松方^②・山田^③らに井上毅が立て続けに建築した内容は、調印済み条約——その外国人裁判官任用と法典を外国側に交付する約束を、井上は批判した——に対する批准拒絶を断乎行うべきで、実施延期などしてはならない、という議論であった。三条についても、二五日に首相に就任すると同時に、同様の働きかけがはじまったと見られる^④。拙稿bに述べたように、同年七月以来、井上は元田・伊東らとともに、帰化法を梃子にした大隈交渉阻止を一貫して追求してきた。この点からすれば、大隈遭難直後から井上が元田を語らって調印済み条約の批准拒絶へ政府を誘導しようと動き始めたのは、見やすい流れである。

しかし現実には、上記の人員構成でありながら、井上毅らの批准拒絶路線は政府を主導できなかつた。その要因のひとつ

つには、拙稿bでも指摘したような列国代表団、特にドイツ公使ホルレーベン（F. von Holleben）らによる大隈路線への強い支持を無視できなかつた点がある。⑤ またもちろん、大隈の病臥がどの程度長引くのが不確定な状態で批准拒絶を決めてしまうことは、手続き上も簡単ではない。これらの事情に加え、政府首脳は彼らから見て唐突な批准拒絶という方途に慎重であつた。山田は「延期ハ左迄難事ニハアラズ」とみており、山県も井上毅の意見を聴取しつつも山口の井上馨に來援を仰いで慎重を期す構えを見せている。⑥ 改正中止を求める諸団体が一月三十一日に既に解散してしまつたこともあり、とりあえず交渉・批准を当面見合わせるだけにしておこうという大勢は容易には動かなかつた。

この場面で井上は、一〇月二十九日付及び十一月二日付（二通）計三通のロエスラー意見書（法制）七、三四〇―三四二号文書を援用しはじめた。このうち十一月二日付の二通の意見書（同三四一号、三四二号）は、各条項を第一―第七の論点に分つて検討を加えたうえ、「大ニ日本國ノ權利ト利益トヲ損失スルヤ明白」（同三四二号、一四九頁）として大隈新条約が総合的に不利であることを論じ、また一〇月二十九日付のもの（同三四〇号）は、単純批准拒絶が簡明で禍根を残さないとして、事後取捨策にこれを推す。⑦ 井上はこれらを用いて、山田（十一月二日付、二通、「毅伝」四）・三条総理大臣（二日付、同上）・伊藤（三日付・四日付、同上）・山県（六日付、同上）らに対し、重ねて運動を試みていた。

そして井上らは、このロエスラー意見書（一〇月二十九日付）の「第二案」である「条件ヲ附シテ批准ヲ拒絶スルコト」（第一が「批准ヲ單一ニ拒絶スルコト」という無条件批准拒絶）が、山田の「修正説」（後述）よりも適切でロエスラーも賛成だとして、伊東巳代治とともにこの線での「閣議案」を起草しはじめたらしい。⑧ こうして作成されたものが、十一月七日ごろには井上毅から山県内相に提出された。⑨ それはおそろく、十一月一〇日に伊東から山田に提出された「甲案」⑩ につらなるものであり、後ほど伊東は、「単純拒絶」のさらに強硬な方針を「乙案」として山田に送付している。⑪

つまり、井上・伊東らは、大隈案断行はもはや論外としても、より中間的な山田の慎重論・延引論・修正要求提起論すら無視して、条件付ないし無条件の批准拒絶方針のみを、甲・乙の両「閣議案」として山田・山県ら現内閣首脳部に売り

込もうとしていた。これらが、二月一日閣議決定される「将来外交ノ政略」のうち、批准拒絶派の立場を代表する二月一日「閣議案」の原型なのである。では、この「閣議案」に併置ないし対置された「意見書撮要」は、いかなる来歴をもつのか。次節以下に検討しよう。

(二) 修正要求提起方針の浮上

井上毅らの精力的な運動は、反面で、伊藤・井上馨らが事態收拾に乗り出して、より穏健な、将来の交渉への足がかりを残す方向がクローズアップされてしまうことへの警戒感からきていたようである。伊藤と井上馨は、それぞれ小田原と山口を出発し、一月二日神戸に落ち合つて会談した。これにつき元田は「外事一条、実二煩悶二堪へ不申、彼ノ三田尻云々等、誠ニ無策之極と失望致し候」と嘆いている^⑭。しかも、おそらく井上馨の承認を得たと見られるインタヴュー記事が「大阪毎日新聞」(一月四―六日)をはじめ在京各誌にも転載され、その中で井上は、自分が政局を忌避したのは大隈案に反対だったからではなく党派対立を国政の場に持ち込むことへの疑義からであった旨を明言していた。これをうけて、大隈に同情的で井上の再出馬を否定的に見ていた外国人社会の空気も、井上馨に傾きはじめる。彼が帰京すれば、批准拒絶路線が圧倒されてしまう恐れは多分にあつた。

その兆しは既に、一月二日松方・山田・西郷が集まつて今後の方針について開いた非公式会議で現われている^⑮。そこでは、前夜山県と山田の間で話し合われた山田案、それに、「批准拒絶之按」の二案が提出された。批准拒絶方針に対置された山田の方針とは、一月四日の三条宛書簡(「毅伝」四)で井上毅が伝えるところでは、次のような修正要求提起方針であつた。即ち、①公文(外国人裁判官任用と法典交付の約束)取消、②領事裁判継続の五年間は不動産所有を不許可として内地通商のみにとどめる、③外国人の身体・財産保護は「法律ノ範囲内」に限定する、以上三点なくして条約実施は困難であるとの照会公文を發する、というものである。二月一日「将来外交ノ政略」のうち修正要求提起方針を示す

「意見書撮要」の原型が、ここに見て取れる。

山田の手元書類中に残るメモには、批准拒絶を前提とするロエスラーや井上毅らの意見に山田が慎重であった理由が記されている。即ち、「一、従来我国ノ為メ尽力シタル人ノ面目ヲ損スル事」「二、或国ノ好意ヲ水泡ニ帰セシムル事」のような国家的な信用失墜や、「三、我国ノ位置ヲ退却セシムル事」等のように改正交渉が決定的に後退することへの危惧がそれで、その結果、逆に列国やその国民がこれに乘じ連合して威圧的な態度に立ち戻ったり（四）、ひいては現内閣員総辞職などの責任問題が拡大することも懸念されていた（修正後の「六」）。

こうした理由から、山田は一月一〇日に相次いで提出を受けた伊東らの甲・乙案をそのまま採用できなかったとみられる。そこで、上記①～③の要求が承認されたら修正して批准を行うという「変例批准」をめざす閣議案の起草を、山田は新たに伊東に命じたらしい。しかし、この方針は直ちに井上毅からの批判を受け伊東もこれを引き延ばしたようである。十一月十九日になっても伊東は山田の督促に対し、「変例批准」の先例が見つからず「難波」していると弁解し、ようやくこの日おそく、自分としては推さないことを強調しつつ「丙案」を差し出している。井上馨が延引を重ねて品川に帰着したのは、この一九日の昼すぎであった（翌日付「日日」）。つまり、この時点では、批准拒絶を企図する甲・乙両案と、「変例批准」の丙案が出揃ったことになるが、しかしそのどちらもがいまだ決め手を欠く状態だったといえるであろう。では、この対立状態はどのような調整を受けることになったのだろうか。

（三） 井上馨の帰京

井上毅・伊東らが恐れていたように、井上馨の帰京は、山田らの修正要求提起・「変例批准」の方向へと、政局の流れをかえることになった。帰京直後から山県も含め広い範囲との協議を重ねてまとまった井上馨の見解は、原案を伊東に起草させた井上名義の長大な「意見書」に明瞭である。冒頭で明治四年岩倉使節団出発以来の条約改正交渉の沿革について

略述した後、意見書は大隈交渉に触れ、「中止断行ノ共ニ困難ナル理由」を弁じている。井上は大隈案断行について、障害が多いことを認める。しかし、前者即ち中止論については、より徹底的な批判が展開される。

「別冊甲乙両案ヲ反復熟読」したところ、「批准ヲ拒ムハ国家ノ固有権」ではあるが「列国ニ対シテ我カ国威ヲ墜シ国信ヲ失フノ虞」がある。従来日本は、「外内相済フテ長足ノ進歩ヲ成サント」してきたのに、「遽ニ我ヨリ圭角ヲ顯ハシテ二十年来ノ宏圖ヲ捨テ、既ニ得タルノ情誼ヲ破ルモ果シテ我ニ於テ惜ム所ナシトセハ復何ヲカ云ハン」。結局甲乙案は、「國家ノ大計ヲ謬ルモノ」である。もしそれを選んではまえば、どうなるか。「縦令ヒ一時幸ニシテ其害ヲ見サルコトヲ得ルモ、早晚其返報ヲ承ケ、或ハ異日我ヨリ重ネテ条約改正ノ要求ヲ為スニ及ンテ、彼レ对方ハ度外ニ措テ復之ヲ顧ミス、其甚シキニ至テハ駐劄ノ公使ヲ召還シ領事ヲシテ其任ヲ兼ネシメ、我國ヲ以テ朝鮮ト同一視スルカ如キ挙動ヲナサンモ亦知ルヘカラサルナリ」。

前述した山田の危惧に沿って批准拒絶を目的とする甲乙案は真つ向から否定され、「二十年来」の「進歩」の方針堅持が訴えられている。では、彼が推した方針はどのようなものか。それは、「畢竟善後ノ策ハ飽マテ修正ヲ要求スルニ在リ」、「但シ」やむをえない場合に至ってはじめて、重大な決意を持って批准拒絶もありうる、というものである。具体的には、(1)「先ツ英伊兩國ノ公使ト会同商議」して「鄭重平穩ニ」修正を求める。そして(2)「同時ニ他ノ既ニ調印ヲ経タル國ニ対シテ簡短ナル公文ヲ發シ、「中略」暫ク其実施ノ猶予ヲ求ムルノ意ヲ通知スヘシ」、ただし、この公文は調印済み条約を「依然他日ニ存続セシメサルノ余地ヲ占ムルヲ要ス」。(3)「英公使トノ談判漸ク其歩ヲ進ムルニ随ヒ、亦タ自余ノ公使ヲシテ之ヲ窺知セシメ、不知不識ノ間ニ現今ノ困難ヲ避ケテ新ニ地歩ヲ占メ「中略」自ラ既成ノ案ヲモ有効ナラシメサルノ策ニ出ツルヲ要ス」。以上の三段階が想定されている。こうして、「事実上彼レ对方ヲシテ新ニ談判ニ応シタルノ事跡ヲ他日ニ存セシメハ、遂ニ円満ナル結局ヲ見ルニ至ラン」。

つまり目的は、日本のここまで得た地歩を後退させずに大隈交渉を実質的に凍結することであり、それには修正談判に

相手が応じたという既成事実が必要なのである。そのための（1）英伊への修正要求、（2）他の調印済国に猶予を求め、独・露にはその内容も通知する、（3）新談判を「窺知」せしめて、大隈交渉凍結・棚上げを既成事実化する、という三段階が、井上馨による収拾策の骨子であった。それは、山田の修正要求提起・「変例批准」方針に欠けていた具体的方策を補い、それに伴うであろう困難——国際的信用失墜、再談判への障害、先方からの過酷な要求への危惧、等——を回避して、議会を含む国内的コンセンサスを得られる条件で将来の交渉に糸口を残す展望を開くものであった。では、この意見をうけて、収拾策はどのように決着したのか。

（四）「将来外交ノ政略」の成立

井上馨の意見書は、一月二七日にはできあがりつつあり、二月七日の閣議に提出・検討の予定であったが、後藤通相病欠のため次の閣議に延引された（「経過」六頁）。そして一〇日夜、三条邸において持たれた非公式会合で、ついに一応の結論が得られたと見られる。^{②③}この一〇日夜もしくは翌二一日の閣議には今度は松方蔵相の病欠があったが、往訪した西郷陸相に松方が欠席のままの開議を要請したため、ここで「前キ二粗々内決シタル甲案并ニ乙案ト井上農商務大臣ノ意見」が議された（同七頁）。そして、一日午後、三条・山県・西郷・井上、それぞれにあるいは伊藤も加わって参内し、「甲案ト井上大臣ノ意見ニ付」井上馨が上奏した（同二・一三頁）。これが、そのまま翌二一日に裁可をうけた「将来外交ノ政略」とよばれる閣議決定文書である。この経過からすれば、決定の内容は井上馨意見書の線だけでまとももおおしくない。しかし、「将来外交ノ政略」は周知のように二つの文書から成り、それらは見えてきたように批准拒絶派・修正要求提起派の意見をそれぞれ代表したものである。それはなぜか。

この閣議決定の直前、二月初頭の時点で政府は「意見統一」をみていなかった。二月三日付井上馨宛書簡で山県は、二日の会議は「松方ノ按」が「一種の拒絶按」であるためまともになかったと述べ、「後藤ト相約シ置候付午後頃よ

りハ罷出猶意見開陳篤と御教示相願度」と調整に奔走している（「井上馨文書」五七八—五）。つまり、ここまで見た井上馨意見書を考え合わせるなら、一月七日に予定され一〇日夜開かれたとみられる閣議は、甲・乙案特に乙案の批准拒絶方針を主張する松方らと、これを正面から批判して修正要求提起を基本線にと主張する井上馨らとの、意見調整の場として設定されたものであろう。なぜなら、閣議決定された文書のうち、「意見書撮要」は井上馨意見書の甲・乙案排撃が割愛されて修正要求提起の具体策を中心に抜粋されており、他方、甲・乙案の方では批准拒絶に特化した乙案が抹殺されて、修正要求の上での批准拒絶を主張する甲案のみが「閣議案」と題して残されているからである。さらに、残された甲案についても、「丙案」に定式化された「変則批准」方式が組み込まれ、「修正要求」の側面が拡大したものに大幅に書き換えられている^⑩。残された「閣議案」文中の、「満足ナル結局ヲ見ルコト能ハサルニ及ンテハ我ヨリ条約批准ヲ拒否スルノ外ナシ」との批准拒絶論と、「今修正ヲ求ムルノ要ハ所謂変例批准ヲ為サンコトヲ欲スルニ在リ」という修正要求提起方針との併存は、甲案に対し丙案をやや強引に折衷した結果生じたものであった。

こうして、互に歩み寄った両論派の主張は「別式冊規定ノ範圍内」と併記され、両者に共通する枠組として、修正要求提起と、そのどうしても容れられない場合の批准拒絶という大まかな方向は文書化された。しかし、具体的な修正要求項目——外国人裁判官任用の取消し、諸法典を外国に交付する約束が国会開設で事実上不可能となること、内地での不動産所有許可の取消し、そして「将来外交ノ政略」にいう「外国人ノ取扱上ニ付テハ法律上又ハ經濟上内国人ト同一視スルコト」の取消し、の四点——や修正要求談判をどの程度まで進めるかといった点では両者は食い違いや未決点を多く残し、それらは実際の運用に委ねられることになった。「将来外交ノ政略」とは、両者の主張のこのような妥協・折衷の産物であり、一月二四日に発足した山県内閣・青木外相の交渉はそもそものはじめからそうした分裂の契機をはらんでいたのである。こうして修正要求の具体化、即ち次節にみる「青木覚書」の作成が、この両派のバランスを取りつつ新内閣が政局を運営する上での、最初の課題となる。

（五）「青木覚書」形成をめぐる葛藤

明治二三（一八九〇）年二月二八日付けで、イギリス等締約諸国に対し、共通の覚書（以下、「青木覚書」とする）が交付された。青木が自ら和文・英文の覚書草案を整え、山県首相に提出した同年一月中旬以後、二月二八日付の最終案手交にいたるまで、枢密院書記官長伊東巳代治がしばしば異議をさしはさみ修正を要求した、と坂根氏は指摘している（坂根前掲書、一一八―一二三頁）。それは、①一月二七―二九日頃の口頭及び書面による「外務省初案」への意見、②一月二七日から三日間小田原に伊藤博文を訪問して相談の上で山県に送付した「和英両文」及び二月一日に首相官邸での再検討、③青木による再修正案の二月五日夜における検討、④二月八日の一応の閣議決定をみた青木覚書「確定案」に対する一六日付の詳細な「条約改正二付伊東巳代治覚書」^⑤、の都合四回に及ぶ。氏はこの過程における伊東の動機を論理性を欠いた感情的な妨害とみる（坂根前掲書、一二〇頁）。しかし前述のように、伊東にとつて「修正ヲ要求スル点ハ一転シテ批准ヲ拒ムノ理由トナル」ものであり（明治三年二月一〇日「閣議案」）、したがって修正要求はできるだけ過大であるべきであった。この意味で伊東の姿勢は、批准拒絶路線で一貫していたことを、二月一六日付の前述伊東意見書に見てみよう。

伊東はまず外国人裁判官任用要求の修正を提起する理由として、実施期限の切迫ではなく、この任用要求を含む「大隈伯ノ条約ガ世上人心ヲ激昂」させたという点を強調し、次いで法典を交付することは議會開設のために確約できないとの青木覚書「確定案」の議論は、そもそも法典交付の確約そのものからおかしいのではないかとする。また、不動産所有権の許可を、居留地で現に付与されている永代借地権と引き替えに与えるものに限るという青木覚書「確定案」に關し、その点を約することさえもよけいな譲歩だと難じる。さらに、同「確定案」が「外国人の權利」の制御という広漠とした目的を掲げるならば「行政及警察ニ關スル法律勅令並ニ特種ノ權利ニシテ、諸外国人一般ニ適用スベキモノ」^⑥しかその手段をふりあてないのはアンバランスで、むしろ「法律命令」の種別を限定せずにおくべきだと主張する。つまり伊東は、

強硬な「世上人心」の方に与して大隈交渉に反対の立場に政府を置こうとし、不動産所有権問題についてその許与如何を徹頭徹尾日本の立法権のみによる措置に固執し、さらに外国人の権利を掣肘し得る日本の法令の範囲を極力広げておくことを主張していることになる。

そして実際、この二月八日の青木覚書「確定案」に対し、伊東のこの議論に沿って修正が加えられた。^{②⑦}不動産所有権問題に關しての影響は少なかったが、「外国人の権利」の制御については大隈条約「第二条ノ末尾」に附加されることになる前段に引用した文言が「行政及ヒ警察事項ニ關スル国ノ主權ニ基ク所ノ法律勅令及ヒ特種ノ規定ニシテ現ニ実施シ若クハ将来制定シ且諸外国人一般ニ適用スヘキモノ」と変更された。つまり、もしこの点で修正要求が容れられた場合、「行政及ヒ警察事項」に關する外国人の権利をいかようにも制限しうる立法権を、「将来」どの時点においても日本政府は明示的に掌握しうることになる。二月一六日付意見書のこれらの主張は、二月一日時点のものとみられる伊東独自案に既に具現化されており、彼の主張には強い一貫性があった。こうしてこの点における修正要求はきわめて広範なものに膨張して、日英間の障害の一つとなつていく。^{④⑩}このように伊東は、青木覚書「確定案」全体にわたり、その要求を極力広範なものにするよう主張していた。

以上のように、修正要求をなるべく小さく抑えようとする青木と、なるべくつり上げようとする伊東の意見双方を、山県は極力吐露させて「青木覚書」を遺漏ないものにしようとした。それは、「将来外交ノ政略」成立の経緯とほぼ同様の合意形成過程の再演であつたといえよう。その際、改正完遂への積極姿勢が持続していることを列国へ示す上での時間的制約を山県は強く意識しており、結果的にこれが青木を助けて、伊東の意見が貫徹する範囲は限定的なものにとどまつた。しかし、英政府対案に直面したこの年秋以降、「対等条約」を呼号する国権主義的主張が予想される議会の開会が迫るなかで、辛うじて「青木覚書」決定版の正式交付を可能にした山県の判断は、別の方向に向かうことになる。

① 山口県にいた井上馨農商務相 伊藤博文枢密院議長（一〇月三〇日）

辭職聽許）を除く。

- ② ともに一〇月二四日付松方宛毅書簡〔毅伝〕四〕による。また、一〇月二二日の元田宛書簡中には「実施延期と批准拒否、即改正延期との間ニハ大差ある事」とあり、山県内相に示された井上の意見書〔控〕は、〔毅伝〕二一、二三号文書に見える。
- ③ 二五日付井上宛山田書簡〔毅伝〕五〕。
- ④ 一〇月二七日付三条宛井上毅書簡〔毅伝〕四〕。
- ⑤ 大隈遭難直後、政府系英字新聞である「*Japan Mail*」の主筆兼社主プリンクリー (W. Brinkley) は次のように語っている。「今回之出来事に付、総ての外国人の説は、此上は政府も断然戒厳令を布く迄も大隈を保護すべき筈なり。足の無い大隈を追出しては非常に外国之感情を損なふべし」(一〇月二二日付井上馨宛齋藤一郎書簡「井上馨文書」一五六―6)。齋藤は当時農商務局長で外務省時代からの井上馨の腹心。
- ⑥ 遭難当初の見込みでは、三週間程度で全快とみられていた(一〇月一九日付「報知」夕刊)。しかし、一ヶ月を経過した一月一九日時点になると、あと二・三週間はかかり、「全快の見込み最始の如く速ならず」と変化している(同日付「報知」社説)。
- ⑦ 一〇月二五日付井上毅宛山田書簡〔毅伝〕四〕。
- ⑧ 一〇月二三日付井上毅宛山田書簡〔毅伝〕五〕。
- ⑨ 一〇月二六日付井上馨宛山田書簡〔井上馨文書〕五七七〕。
- ⑩ 一月六日付「日」日。またこの間井上毅は、地元熊本出身の國權主義者佐々友房に、表立った動きを見合わせて書簡の文言にも注意を払い「快」の字を避けるよう忠告している(一〇月二三日付、「毅伝」四)。
- ⑪ 拙稿りでは、井上毅によりロエスラーのある意見書が改作された可能性を指摘したが、この三件の意見書にはドイツ語原本が残っており(前掲『近代日本法制史料集』六、昭和五八年、340―342号文書)、信
- 悪性に疑いはさしはさめない。
- ⑫ 一月四日付三条宛井上書簡〔毅伝〕四〕及び同日付井上宛三条書簡〔毅伝〕五〕。伊東とともに井上毅もまたこの「照会文案」の起草に携わった(一月七日井上毅宛山田書簡、「毅伝」五)。「毅伝」二、二三号文書のうち、「二」の甲案は、伊東が起草し井上が添削したものと筆跡から判断されている。つまり、この間の甲・乙(及び後出の丙)案やそれに附帯する照会文案は、前述帰化法問題に関する過程と同じく、井上毅と伊東巳代治の共同作業の産物と見てよからう。
- ⑬ 「別書照会文接」につき来訪を請う書簡が残っている(一月七日付井上毅宛山田書簡〔毅伝〕四)。
- ⑭ 一月一〇日付山田宛伊東書簡(山田「二」)に、「先刻甲案差出置候処、「中略」別紙乙案ハ單純ニ批准拒絶之方法を採り、却而良策ならんと存候」とある。
- ⑮ 伊東の手元に残された山田への乙案送状(『雑纂』二八七頁)には、伊東が「二己の卑見を以て尚も別紙乙案内認め」とあり、その独走ぶりがわかる。
- ⑯ 一月三日付「日」日「報知」等所載の神戸電。
- ⑰ 一月五日付〔毅伝〕五〕。
- ⑱ 例えば「日」日「一月七・九日付、「報知」八日付夕刊、「日本」五・七日付。
- ⑲ 彼の帰京直前には次のような状況が報告された。「一 条約改正之始末を付くる者は唯井上のみ。二 將に組織せんとする所の内閣は、其総理大臣の条公たると山県たると「中略」を問はず、其実井上内閣なり。三 要するに外国人の眼より見るときは日本人中唯だ井上一人あるのみ」(一月一九日付井上馨宛齋藤書簡、「井上馨文書」一五六―7)。
- ⑳ 三条・山県は欠席(同日付山田宛山田書簡、「山田」一、二二七・

二二八頁)。

⑳ 「山田」七、一〇号文書「条約改正ニ関スル秘書断片」中のチ「対外処分三策」。

㉑ 一月二日山田宛井上毅書簡〔毅伝〕四)。

㉒ 一月九日付山田宛伊東書簡〔山田〕二、二六五号)には「大ニ延引、為其態々御使を奉煩恐悚之至奉存候、〔中略〕今より三時間之内ニ尊邸迄可差出候間」云々とある。

㉓ 一月九日付山田宛伊東書簡〔山田〕二、二六六号)。同書簡・丙案の草稿が「雜纂二」一〇八一―一八頁にある。

㉔ たとえば、山県は一九日早速井上馨を訪ねている(一月二〇日付三条宛山県書簡、「三条家文書」三四七―八)。なお、他方で井上馨は、

デニソン (H. Danson, 外務省顧問)・アーウィン (R. W. Irvine, 駐日ハワイ公使)ら旧知の外国人外交関係者から意見を求めたものとみられ、着京早々齋藤から次のアーウィンの伝言を受けている。「井上に告げよ、方針を極むる前予めデニソンと余との意見を聞けと。加之「ノール」とコンフキデンス」を維持しつゝ結局を付くる単簡なる王道(シンプル、ロヤルロード)は、デニソン巴に考按あり。此の考按に依て処分せば、過故を取消し將來を善後すること疑あることなし」(本章〔註⑩〕の齋藤書簡)。ここからみて、井上馨意見書の白眉である修正要求提起の具体策は、デニソンに由来する可能性が高い。もしそうならば、井上馨の示した混乱收拾への道筋は、彼の培ってきた外交界における豊富な人脈の賜物であった、といえよう。

㉕ 「三条家文書」五二―13「条約改正ニ付意見書」。「雜纂二」(二四―四八頁)の「井上農商務大臣ノ意見書」は、その起草段階のものと思われる。なお、前述した山田の「丙案」も含め、自身の推す甲・乙案に對置される意見書を伊東が起筆するのは奇異に見えるが、甲・乙案にしても形としては山県の依頼によっており、伊東は立場上断れ

なかつたものであろう。

㉖ 一月二七日付伊藤宛松方書簡に「今朝も井上伯見込書今夜中に相運び候様是又談合仕置付」とある(「伊藤」七)。そして最終的には一月六日、「遷延ニ相成候外交方針一条ニ付而は最早整調候間」閣員の意見を聴取されたい旨、井上馨は三条に申し送った(「三条家文書」一七九―34)。

㉗ 二月一日付の会合の記録は、「経過」にはない。しかし「日日」二月一日付によれば、午前一時頃参集見合わせとなつたかわりに、「三条邸にて私の会議」があつたという。二日付同紙記事では、一日閣議は松方以外の閣僚総出による本格審議ではなかつたらしく、本格審議は一日日夜であつた可能性が高い。

㉘ 「経過」は、一時に三条・山県・井上馨・西郷が参内したとする(二二頁)。二月二日付「日日」は、三大臣(井上馨の出欠は未確認、山県についてはあるいは山田か、とする)に加え一時半に伊藤宮中顧問官も加わり「三時頃迄密議」の後「三大臣一顧問官」で参内したとする。

㉙ 「外文」三卷上収録の閣議決定文書の日付は二月一日になつている(二三五頁)。これは、一日夜の三条邸会議でこの文書が作られ、翌日以降に松方の印ないし花押を補つて成つたものと見るべきであらう。

㉚ とはいへ、これは「変例批准」方針で起草された丙案ではない。二月一日「閣議案」とほぼ同一の文書が「雜纂二」に残されているが(「伊東巴代治起草閣議案」甲、乙、丙案)「八七―一八頁、のうち九〇―九九頁)、表紙は「甲案」とされている。

㉛ 「意見書撮要」のこの四項目に加え、二月一日「閣議案」では無条件的最惠国條款等をも修正の対象に含めている。

㉜ 修正要求を進めていくなかで、批准拒絶・交渉中断・交渉完遂等の

コース選択を、どのような規準でどの時点で行うか、といった問題は、「将来外交ノ政略」には触れられていない。

③④ 山県、山田法相、青木、伊東の四人による。おそらく一月二十六日に伊東が山県から受け取った外務省修正案（『秘書類纂 外交篇』上の「条約改正ニ関スル政府ノ意見覚書」が最も近いと推定）に対して為された（二月一日付伊藤宛伊東書簡、「伊藤」一〇）。

③⑤ 『秘書類纂 外交篇』中、四七一―四八九頁。

③⑥ 「確定案」と思われる史料（『雑纂三』三〇―三九頁、二月八日付「覚書」）では、この部分は「行政及び警察権ニ関スル法律勅令及び特種ノ条例ニシテ諸外国人一般ニ適用スヘキモノ」である。

③⑦ 最終的に諸外国に交付された「青木覚書」は、「記事」六一―四頁、「陸奥文書」九三―一八、「三条家文書」三五―六にある。

③⑧ 居留地に限り「不動産ノ所有権ヲ得セシムルコト」との規定は、二月一四日・一八日の枢密院への非公式説明の際、「一般ニ外国人ヲシテ不動産ヲ所有セシムヘキ權利ニ関スル約款ノ撤回」と書き換えられた（坂根前掲書、一一二頁）。伊東意見書は、さらに但し書「但此修正ハ〔中略〕、一定ノ区域内ニ限り現ニ享有スル所ノ永久借地権ニ対シテハ更ニ関係ヲ及ホスコトナシ」の抹消を主張したが、これは「永久」の文字を抹消するにとどまった。

③⑨ 「雑纂三」四二―四九頁の「覚書」草案は、「青木覚書」に関する他の案とかけ離れた強硬なもので、したがって、これが前述②の過程で伊東が作成した英和文独自案のうち和文にあたるものと見ておく。

その「第四」の項には、「外国人ノ取扱ハ日本現実ノ利益ヨリ将来臨時ニ特別ノ法律規則ヲ以テ之ヲ規定スルノ必要生スルナキヲ保スヘカラス」とある。

④⑩ そもそも外国人取り扱いに関する項目（第四）は、外務省の最初期案（『雑纂三』三一―一六頁）では「動産ノ所有権ニ関シ」という極めて狭い範囲の権利を制限したものにすぎなかった。しかしその限定は、一月一九日から二十六日までの外務省による第一回修正という早い段階で解除された経緯がある。また、フレイザー（H. Fraser）公使に「青木覚書」を最終的に手交した際、青木がこれに長文の書簡を添えたことは周知だが、青木はそこで「第四ノ修正案ニ関シテハ〔中略〕千八百五十九年ノ英露条約第一条ノ末項ヲ摘採シタルモノ」等と、覚書が強硬にわたったことを極力弁明している（『外文』三巻上、三九五―九文書）。しかし、英政府対案に添えられた六月五日付フレイザー宛首相兼外相ソールズベリ（3rd Marquis of Salisbury）書簡には、「此條款ハ英露条約ノ規定ニ基クト云フト雖トモ、該條款ノ区域ハ一層浩瀚ニシテ、其主眼トセル目的ヲ達スルニ必要ナル程度ト頗ル権衡ヲ失スルモノト謂フヘシ」との指摘がみられる（同三六五文書附稿書）。

④⑪ 二月一七日付松方宛書簡に「此際遷延仕候てハ、自然物議を惹起シ候も難計」（大久保達正等編『松方正義関係文書』九、成南堂書店、昭和六三年、一五四・一五五頁）、二五日付山田宛書簡にも「最早今日と相成候てハ、一日も速ニ各国え向表然御送附不相成てハ余リ遷延ニ打過、政府之面目ニも関候」（『山田』一、一九四頁）とある。

二 英政府対案と日本の対応

(一) ガビンスの提言によるイギリスの方針転換

明治三三(一八九〇)年七月五日付で手交されたいわゆる英政府対案——外国人裁判官任用要求を放棄するなど顕著な譲歩を示す——が出現した理由としては、周知の通り、ロシアによるシベリア鉄道計画が進展しつつあったことが挙げられてきた。たしかに、青木外相自身そのような極東情勢認識に立ち、同年三月一五日付で「東亜細亜列国之権衡」なる意見書を閣僚に配布して、清国と提携してロシアにあたる国家戦略を提言している(例えば「陸奥文書」六七—一七一)。また特に、大津事件(明治三四年五月一日)の後青木から外務省を引き継いだ榎本武揚は、ロシアへの謝罪を任務とする特派使節の副使にいったんは決まっていたロシア通であった^②(結局使節は取りやめ)。したがって、中央アジア・西アジアのような英露対立状況を前提として東アジア情勢が捉えられ、二四年九月ごろ榎本が執筆した「条約改正ニ関スル断案」(『外文』三卷下、三九八号文書)が英政府対案提出の理由を英露対立状況に見出していたことは不思議ではない。そして、その後行われてきた歴史叙述が、榎本のこの「断案」を主たる根拠として上述のような通説を踏襲してきたことも、五年後の三国干渉から日露戦争に至る流れからみれば、ごく自然なことであった^③。しかし、イギリス側史料は、以上の通説とは大きく異なる認識・分析・政策立案が行われていたことを示している。以下、その内情を分析してみよう。

イギリスが外国人裁判官任用の要求を放棄するという情報が初めてあらわれたのは、早くも大隈遭難の四日後のことである。プリンクリーは一〇月二日、そのような動きがある旨を斎藤に伝え、それは次いで山口にあった井上にすぐさま電信で伝えられた^④。それは、イギリス側がいまいちど、控訴院以下へ事実審理にも関与できる外国人裁判官を任用することを主張する「ウラルチメータム」[Uraltaim — 最終提案]を提出し、日本側が「勿論是を退」けたのち、一転してイギリ

スは「外国裁判官任用の事を全廃する」とのシナリオであった。そして実際、このような過程が以後展開する。

即ち、一月一二日付で英本国政府は、事実審理への欧人裁判官関与に固執した訓令・訓電をフレイザーに発し、フレイザーはこの旨を一四日青木外相代理に伝えている。^⑥これに応え、一月二七日、外相に就任したばかりの青木は単なる拒絶回答だけでなくさらなる要求をも含む大幅な修正を提起せざるを得ない旨をフレイザーに伝えた。^⑦そして、翌三三年一月には、欧人裁判官任用要求を放棄するよう提言する覚書が公使館書記官ガビンズ (J. H. Guinness) により作成・上申されるのである。そこには、イギリスが大幅な譲歩を含む融和的な対案を、なぜこの時期に提出しなければならないとガビンズが考えたのかの説明されている。

この決定的な覚書の冒頭で、まだ正式な交付が行われていない日本側提案（「青木覚書」）につき、ガビンズは手厳しい評価を下している。それは彼にとつて、現政府の弱体と、その推進する交渉における真剣さ・一貫性の欠如を端的に示すものであり、これ以上の交渉をイギリスが拒絶する理由として十分すぎるものであった。ところが、それにもかかわらずガビンズは、イギリス側からの交渉再開を強く主張する。それはなぜか。以下、(一)でその理由、そして(二)で「もしそうならば〔中略〕どのような線で交渉が追及されるべきか」が詳述される。

(一)ではまず、一八八二(明治一五)年の「条約改正予議会」以来の経緯が簡略に振り返られる。そこで強調されるのは、一八八六(明治一九)年と八八(二二)年の直近の両度の交渉で、法権問題に関する要求水準を日本側が大幅に増大させてきたことである。それは、八六年のケース(井上外相時代)では、いわゆる英独案に便乗して、「一時的暫定協定」から「最終的」解決を目指すものに要求の性格が一変したこと、また後者のケース(大隈外相時代)では、法典完成まで交渉再開を見合わせるという井上外相の事実上の約束や会議による交渉方式が反故にされ、法権問題でも顕著に「前進」した大隈案が提示された、ということを指していた。そして、現在(九〇年)が後者(八八年)の状況に酷似している、とガビンズは特に力説する。即ち、交渉に倦んだ列強が妥結へ傾き、それに対し日本自身が故障を持ち出すというパター

ンや、日本がその行動を正当化するために持ち出す理由・言い訳にも極めて強い類似性がある——「日本帝国の尊厳」について多くのことが語られ、法典に関するあいまいな保障や「日本の進歩」の現実性についても同様で、極めつけに、日本の交渉担当者には自ら交渉の基礎を変更するという点に対し反省がない——と。

ここで判断の理由として強調される一八八八（明治二二）年つまり大隈条約改正交渉の開始は、ガビンズ自身にとって苦い失敗の記憶であった。拙稿 a で指摘したように、八八年一月時点で彼は「二、三年は交渉開始はない」との判断を示し、この予測を外されている。それはドイツやアメリカの駐日代表部の周旋によるものであり、その結果は、これら諸国特にドイツの「変節」「屈服」としてイギリス外務省当局にも大きな衝撃を与えていた。また特に、直接在日居留民からではないにせよ、ドイツによる新条約調印をうけて上海から浴びせられた痛烈な非難^⑩は、着任間もないフレイザー公使（八九年五月一〇日信任状捧呈）ではなく、自分に向けられたものと彼は感じていたと思われる。他国にイギリスが先んじられることは、二度とあつてはならなかつた。

このような経緯をふまえ、「交渉継続の方に依然として秤を傾ける理由」として次の三点が提出される。即ち、「一」縮約諸国の政略、そして特にドイツのそれ「二」近く開かれる日本の議会「三」交渉の現在における到達点である。彼にとつてはまず、「一」のドイツ等列国の「変節」の危険が、現在進行中であつた。「我々が不安を感じる必要がある唯一の強国として、ドイツが残る。というのはロシアの権益はあまりに小さく、またあまりに純政治的であるため、この国におけるいかなる新機軸をもつても列国をリード——あるいは孤立——しようとはしないであろうから」とガビンズは述べる。そもそも大隈遭難に至る過程でも、国内の改正反対派から大隈を擁護しようとする急先鋒の一人が、ドイツ公使ホルレーベンであつたことは、既に拙稿 a・b で指摘した。そして、その後も日本政府中枢部とホルレーベンの間に密接な連携がつづいていたことは、日本の国内立法措置を主軸とする段階的内地開放・新関税実施構想を、彼がこの時期活発に画策したことに現われている^⑪。

「将来外交ノ政略」がまとまりつつあった明治二二年二月三日、この構想をまず伊藤博文官中顧問官に伝えるため、ホルレーベン^⑫は渡辺洪基帝国大学総長にこれを極秘裏に示した。その際ホルレーベンは、「此度又タイニシエチーブを取候事は他之公使等に被疑候而も困却」であるから「決而他人に不相話」ようにと念を押している。八日にこれを知った伊藤は、「頗都合能相運ひ可申敷」と乗り気になった。内地開放ないし内地雑居に抵抗感を持たない伊藤等にとつては、「国会開設前ニ可成自己ノ立法手段ヲ以テ居留地外ノ居住貿易ヲ許シ、日本ノ裁判権ヲ施行シ、漸ク以テ居留地ノ地外法権ヲ撤去スルヲ可トス」とのホルレーベンの判断が共感されたのであろう。

ホルレーベンは、翌二三年一月二三日になつて、ようやくフレイザーにその構想を明かした。そして、フレイザーが前述のガビンズ覚書に全面的な同意を表して対案の提示を上申したのは、その二日後の二五日付書簡においてである。その中でフレイザーは、強い口調で次のように述べている。「青木―引用者」覚書が受け入れえないときは、何らかのはつきりした積極策を取るべきことは疑いありません。日本政府や他の列強の気まぐれに条約改正問題を漠然と任せておいたりあるいは旧条約に永久的に後戻りすることは、安全とはとてもいえません。なぜなら、この秋招集される議会の求めにより「条約廃棄」が為される危険、そして結果として時間やその他の状況において不利で険悪な交渉を強いられる危険があるからです。この第二文にもみるように、ドイツ公使ホルレーベンの奔走は、対案提示をガビンズ・フレイザーに進言させた、少なくとも一つの要因だったのである。^⑬

ガビンズの挙げた第二の理由は、上記のフレイザーの第三文にも表れている。自由党や改進黨から主として選出される多数派の「無邪氣で向こう見ずな見解」を考慮するなら、ガビンズの見るところ「議會を通して作用する国民的興奮にどこまで政府が引きずられるかは予見しがたい」。だから特に、内閣が孤立したり見解が割れて弱体化したりしたとき、「現行条約の廃棄宣言を回避すること、それからこの種の要請を衆議院から受けたときそれに効力を与えるのを踏み止どまること」が、重要な問題となるのである。^⑭

覚書の第三の理由については、多く触れる必要はないであろう。ここまで交渉に費やされてきた時間・労力が膨大であったことが指摘され、「条約改正の再度の無期限延期を避けることが〔中略〕もし可能であれば最も望まれる」とされる。覚書は次のように結ばれている。「結語。あらゆる面から見てイギリスは再び——といつても一瞬に過ぎないかも知れないが——交渉の曲がり角にきているといえる。そして万一行動を起こさなければ、我々は一または二の選択肢——即ち日本の意を迎えようとするドイツかその他の強国の援助か、あるいは条約廃棄か——へ日本が後退してしまうのを見ることになるう」。つまり、現状を放置すれば、イギリス以外の列国との結託や、世論の暴発に引きずられた条約廃棄決行によって、再び基礎を一変した提案を日本に強行されてしまう危険があるという危惧が、交渉継続をガビンズが主張する理由だったのである。

(二) 英政府対案

独自対案の早期提出という大胆な方針転換のみならず、その対案の内容策定もまた、全面的にガビンズによるものである。前述一月二五日発送の覚書以前に、大隈遭難時までの交渉到達点を、旧英政府対案に書き込んだものを彼は作成し、これが本省に送付されていた。^⑮さらに、前述一月二五日付フレイザー書簡の附属書二において、この到達点の諸條款を並べ替え、第一条のみを書き換える形で「通商条約」案の本体を、さらに議定書案については全面的に新規起草したものを、それぞれ提示している。それは前述のように外国人裁判官任用要求を放棄したほか、少なくとも五年間の現状維持の後、その時点で諸法典が既に二ヶ月間実施されていることを条件に領事裁判権撤去と内地居住・通商許可が行なわれることを、議定書で規定したものであった。これが、よく知られた英政府対案の原型である。つまり、同案は、日本にいるガビンズによって一月下旬段階で既にほぼ完成され、本国政府がこれを全面的に承認し、印刷して送り返したものであった。前出のガビンズ覚書を同封したフレイザー書簡^⑯は二月二七日ロンドンに到着し、イギリス政府外務省は、迅速に検討・

決断した。三月六日、サンダーソン (T. H. Sanderson) 次官は、ガビンズ起草の対案を高く評価しつつも、ドイツ側提案にも「ある有利な点がある」とし、翌七日カリー (P. W. Currie) 次官も両者に一定の評価を与えた。^{②④}カリーは自分が「ドイツ提案に傾いている」理由を、「即時に内地通商及び居住を許す」点と、「法による手法も、あまりに多くの国の利害が交錯しているこのケースでは、条約と比べむしろまざっている」点に求めている。ホルレーベンの提案に警戒心と対抗意識のみを燃やすガビンズ・フレイザーと異なり、本国にいる彼らには同提案の利点にも目を配る余裕があった。

しかし結局、ソールズベリが、ガビンズによるドイツ提案批判に全面的に賛意を示したことで、イギリス外務省はガビンズ起草対案を早急かつイギリス単独で提出する方向に動き出した。ドイツ提案を退けるソールズベリの論旨が、遅れて三月一三日に到着した二月七日付フレイザー書簡の批判的コメントに依拠していることからみて、それは三月中旬以降のことだったと考えられる。イギリス外務省は「青木覚書」の本体が到達する四月一〇日^{②⑤}のはるか以前から、ガビンズの意見を十分検討し、決断を準備していたのである。

その後、イギリス外務省は、商務省に対して全面的にガビンズ案を採用する方針を示して意見を乞い五月五日付で同意を取り付けるや、^{②⑥}翌週五月一日に、仏・独・埃・伊・米に駐在する各イギリス大使を通じて同文回章を発し各政府の意見を尋ねた。^{②⑦}ただしこの回章は、一八八九年に大隈提案に直面して行われたような、列国連合交渉への固執を体現した^{②⑧}のではない。たとえば、ドイツの意見をイギリスは待っているのか、あるいは既にこの対案は日本へ送られたのか、とのドイツ政府からの照会について、ソールズベリは、回答は既に発送した旨答えよ、との素っ気ない対応を指示したのみであった。^{②⑨}そして実際、六月五日、列国からの回答がまだひとつも到達していない中で対案は日本に向けアメリカ経由で発送されている。^{②⑩}つまり、イギリス外務省首脳部は、ガビンズ起草の対案の内容ばかりか、対日交渉戦略における同人の提言をもそのまま受け入れて、連合交渉へのこだわりを捨て去ったのである。^{②⑪}もちろんこの迅速さは、第一議会が条約廃棄論の方向にもし暴走しても日本政府がそれに同調する口実を奪うべく、帝国議会開会前に対案が提出されなければならな

い、とのガビンズの危機意識に見合うものでもあった。こうして、前述のように一八九〇（明治二三）年七月一九日、ガビンズ作成の対案がそのまま印刷に付されたものが青木に手渡され、^②思わぬ早業でボールは日本側に投げ返された。

（三） 日本側対案の作成と「異議百出」

予想外に好意的な英政府対案を受け、政府内の対応は、例によって二つに分かれた。ひとつは外務省・青木の対応で、これを「将来交渉の基礎として受け入れ」^④締約交渉に入ろうという方向である。七月一九日に手交された英政府対案は外務省の手で和訳され、^⑤「幾分ノ修正ヲ加ヘテ内閣ニ提出」された。^⑥この印刷物には、英政府対案（黒版）からの修正部分^⑦が朱版として明示され、「外務省第一修正」ないし「外務省初修」と凡例にあるから、時期からみて青木らが外務省で閣議提出前に行った修正であろう。修正は、条番号の変更を除けば、計八条、議定書については計三項にわたっているが、文言の明確化や微修正を図った点や大隈交渉当時の未決点を日本側主張に沿い変更した点を除くと、日本側要求を増大させたものとしては、旅券問題（議定書第三項）・不動産所有権問題（同第二項）を文面から除いて日本の立法権内に留保する変更のみである。つまり、外務省の修正は「青木覚書」を超えた要求を付加しないものであったといつてよい。

この修正案に対し、反対論ないし追加要求を上積みすべきとの議論が、これまた例によって伊東巳代治により提出された。九月一四日夜、神戸にあつた伊東は電報で急遽呼び戻され、山県の大磯別邸で初めてその要件が条約改正問題に関することだと知らされた。^⑧そして、和英両文の英政府対案につきその一五日の夜を徹して書き上げられた批判が「日英条約二関スル意見書」^⑨である。この意見書の日付の翌九月一六日（火）には、九月にはいつて三度目の定例閣議が開かれ、青木により英政府対案和訳が提出され、西郷内相・後藤通相を青木に加え条約改正全権委員に任命する青木の建議も裁可された（「記事」三五頁）。山県は対案接受後一ヶ月を経た八月一八日時点でなお、その内容を青木から説明されておらず、おそらく九月第一回目の九日閣議ではじめて詳細を知ったものであろう。つまりここまでの経過は、山県の受動性、青木

の積極性・主導性が際立つものであった。

さて、伊東の九月一五日付「日英条約ニ関スル意見書」は、英政府対案第九―一九条と議定書案全五条につき逐条的な批判を行っている。そこには、青木が「豈計ラン異議百出」として列挙する英政府対案の問題点五項目、即ち一、無条件的最惠国条款をイギリスに認めること、二、「航海通商ノ区域」における内国人待遇の許与、三、旅券制度の拡張により外国人に便宜を図ること、四、沿海貿易・外国船舶備入れの許可、五、「英国ノ所屬地」の条約加入に関するイギリス側フリーハンドを認めること（「記事」五五頁）、のすべての論点が出揃っていた。これらの点をめぐり、以後政府内の検討は難渋することになる。

青木・外務省の修正案に対するこの「異議」を持ちだしたのは誰か。「一〇月中条約改正ニ関シ内閣ニ於テ決議ノ条項」として青木が記録するところによると、少なくとも最惠国条款問題やイギリス植民地の取り扱いについては「山県総理大臣ノ提出案」があつたらしく（同五七・五八頁）、伊東意見書かそれを条文化したものを山県が自己の資格で閣議に提起したものであろう。あたかもこの一日には横浜で、何者かがいち早くもたらした英政府対案に関する情報に触発されて欧米居留民による大規模な改正反対集会が開かれ、これに反発する日本人側の激昂が重なって騒然とした雰囲気が生じている。^⑦これらの声を大きく反映するであろう第一回帝国議會は、二ヶ月後の十一月二十五日に迫っていた。こうして、交渉の迅速さよりも、交渉を決裂させない範囲での『対等性』の確保が望ましい、と山県は判断するようになり、これに応える伊東ら批准拒絶派——この時点では交渉中止派というべきかも知れないが——の山県にとつての重要性が増したため、伊東へのあわただしい諮問が行われたものと見たい。

伊東のこのような攻撃は九月一六日意見書で止んだわけではなく、その主張の未だ容れられていない部分^⑧及びその後追加された論点を詳細に展開した「条約改正箋評」の執筆を一〇月六日頃はじめ、これを一二日付で完成・配布している。^⑨

「原案」第三・七・一一・一三・一四条及び議定書第五項を除き、ほぼ全条にわたる徹底的批判であった。しかし、一〇

月一六日にあらためて印刷された日本側修正案（『陸奥文書』九六一―八）は、それを反映した形跡がなく、以後、一〇月中・下旬の議会召集直前の時期にこれ以上議論が進んだとは、青木の記録もなく考えにくい。青木の認識でも、少なくとも旅券制度問題、最惠国条款問題、そして「青木覚書」の外国人取り扱いに関する項目（第四項）の修正問題が、懸案として一〇月時点でも残存していた（『記事』五八頁）。つまり、議会直前のこの時点での日本側修正案は、政府内強硬派やそれに配慮する山県を満足させるようなものではなかったことになろう。

ではなぜ、山県は一月四日の時点で「速に商議を御開候は、都合可然かと察し候」と青木に書き送り「交渉促進を指示した」のだろうか（坂根前掲書、一三六頁）。残念ながら、現在この原史料は確認できない^⑩。このため推測となるが、そのわずか四日後の一月八日に青木ではなく山県がフレイザーを訪問し、「極めて友好的かつ寛容」な対案を謝しつつ「国会業務の処理」等の曖昧な遁辞でお茶を濁していること、その直後に外務省に青木を訪ねたフレイザーが内閣の寄り合い所帯としての弱体性を説明されていること、等からみて、山県はこの一月上旬時点でもなお本交渉開始を決断していなかった可能性のほうが高い。いずれにせよ、青木等日本側は一月二〇日過ぎには議会終了までの交渉延期を正式に申入れ、これに難色を示し対案撤回をほめめかすフレイザーをなんとかなだめすかすことに成功した^⑪。日本側の分裂状態は、交渉を停頓させる方向に作用したのであった。

そしてフレイザーも、実はこの成行きに不満ではなかった。翌一八九一（明治二四）年一月二九日、第一議会の推移を見守りつつ、前年一月二五日付報告で触れた「日本の国会の提起による領事裁判権条約の最終的廃棄の可能性」につき、彼は次のように報告している。「今のところ、そのような動きが実際に企図されていたという疑いはありません。イギリスの提案を受け取る以前に、政府がこのような手段を取ろうとしたかどうかについては何とも言えません。〔中略〕しかし、わが政府の案のような寛容な提案の存在のもとでは、それはありえないことになりました」^⑫。つまり、フレイザーが前年一月青木らに示した態度は、おそらく英政府対案をできるだけ高く売りつけるためのポーズだったのであり、その

「寛容」さを強く印象づけることに成功したものと彼は感じていた。自分の投げ返したボールへの反応から、イギリスに責任が転嫁されるおそれはほぼ消え去つたものと、フレイザーは確信したのである。

(四) 青木交渉の終息

山県内閣に交渉見合わせを強いていた第一回帝國議會は明治二四年三月七日閉会した。会期末ごろから山県首相は体調を崩して八日の閉院式にも欠席し、一六日にはなお養生の必要ありとして大磯の別邸に去つた。^⑭青木は、三月中旬、山県・西郷らの諒解のもと内密でフレイザーに日本側対案を提示して意見を求め、二・三の異議はあるが一応これを本國に申し送つてみる旨の回答を二四日フレイザーから得ている（坂根前掲書、一四一・一四二頁）。青木は交渉開始を焦り、山県の帰京を待ちかねていた。^⑮しかし、三月三〇日に山県はいったん帰京したものの、三〇日・四月七日の閣議及び八日の後藤・西郷との打ち合わせに出席したのみで、四月九日には辞表を呈して再び大磯に引き取つてしまつたらしい。^⑯三月初旬から山県は、青木の焦燥とは対照的に、交渉に消極的な態度で一貫していたといえよう。

三ヶ月余を経て事態が再び動き出そうとしたとき、交渉開始への条件は好転していたであろうか。まず、この明治二三年四月二六日に公布されていた商法（二四年一月一日施行予定）に対して、民法施行予定と同じ二六年一月一日までとはいへ施行を延期する法律が成立（衆議院二月一六日、貴族院同二三日）したことは、實質的に法典の実施を領事裁判権撤廃の要件としていた青木の構想にとり、一つのマイナス要因であった。また、貴族院で谷干城らの提出にかかる「海關税二關シ政府ニ建議案」が二月一九日に成立したことも、井上馨外相以来の改正協定關稅實施の範囲内での交渉をもくろむ青木にとっては、深刻な逆風であった。なぜなら、「建議案」の文面自体は「海關稅法竝ニ各開港場ニ於ケル外國貿易ニ關スル諸規則ヲ制定シ及ヒ之ヲ實施スルノ國權ヲ全ク帝國ニ回復」する事を「切望」しただけのものだが、それは質問者の外山正一（帝國大學教授）が懸念するように、二日前青木が衆議院で演説した「治外法權ニ重キヲ置カズ稅權ニ輕キヲ置

カズ、両方共ニヤル」という「政策ヲ変ヘサセヨウ」とするものであると解釈できたからである。

また、青木は閉会直前の衆議院で二四年三月五日、貴族院で三月六日、それぞれ三崎亀之助他（前年二月二四日提出）・西村茂樹（二月二三日提出）の質問に答える形で、条約改正交渉の方針につき簡単な演説を行っている。それは、一躍対等の条約に至ることは困難であるゆえに段階的改正を展望していることを明示するものであった。青木がこの公表をあえてしたのは、井上馨のいう「他日議院に向ひ賛成を得たる上、他日持出すの上策」を形だけでも履行しようという意図からであろう。そのために青木は、山県首相の欠席を押し、三月三日新たな条約改正案の異常ともいえる「閣議決定」を行っている（「記事」五八―六〇頁）。坂根氏の指摘するように、この「閣議決定」が山県・松方・大木喬任枢密院議長・芳川顕正文相を加えた四月四日閣議で、再び「対等」の方向へ押し戻された経緯を見れば、この時期の青木の行動は「独走」と表現してよい。しかも、三月五日・六日の演説は「議院に向ひ賛成を得」たとは到底いえないものであり、新たな条約改正関連建議議案の審議をめぐる七日の衆議院閉院前数時間の混乱やその後の不穏な情勢は、かえって山県らに時期尚早を強く印象付けたとみられる。

しかし、改正強行が政治的に危険であっても、「極めて友好的かつ寛容」な英政府対案を「交渉の基礎」として受領し、日本が「古いアジア的やり方」に立戻らないとイギリスに表明している以上、本交渉開始を拒絶することもまた困難であった。山県の辞意は、このような窮境から来ていたとみるのが自然であろう。フレイザーもこの点に関して、「部分的には健康上の自然な理由」からとしても、主として「条約改正に関する決定的行動をこれ以上延ばせないという考慮」からきているように見える、と突き放して眺めていた^⑤。それは、「英国政府ノ発題ハ稍々妥当ニシテ我又之ヲ拒ムノ口実ナキニ困ムノ情況ニ遭遇セリトセバ、実ニ僥倖中ノ不幸ト謂ハンノミ」との日本側のディレンマを、見事に言い当てた洞察といえよう。

山県が辞表を提出した四月九日から後継に松方が決まる五月六日までの約一ヶ月、伊藤・西郷内相・松方蔵相、と首相

候補に擬される名前は二転三転した。^① 総理後継をめぐって周旋を行ったのは、井上馨及び品川弥二郎宮中顧問官であったが、条約改正交渉に長期的には賛成派であった伊藤や条約改正の全権委員を務める西郷を松方蔵相に優先して候補としている点からみて、この四月末時点でも井上馨は交渉見合わせを前提としていたわけではない。四月二七日時点でも、後継が「大略内定ノ上」は山県・伊藤・井上馨と内閣をあわせて「改正一件の存廢トカ、地租減否等大事件ノ事ハ、略申合せヲ付ケ」る手順が想定されていた。^②

根本方針が問題となるなかで、青木は四月二七日に枢密院に出席し、印刷された条約案を配布して説明を行ったらしく、^③ 情勢はさらに緊迫した。このような状況を総合的に判断した合議結果が、松方による後継総理就任、条約改正交渉の凍結結果としてそれに伴う青木の更迭、であったとみられる。^④ つまり、改正への積極派と消極派の両者の分裂を抱える山県内閣は、好意的な対案を示してきたイギリスや、その尻馬に乗ろうとした青木の積極路線と、世論・議會やそれを背景にした伊東らの消極路線の狭間で問題の先送りができなくなり、結局破局を迎えたのである。明治二二年二月の時点で大隈新条約を肯定的にとらえ、最後まで青木を支持して交渉の可能性を探った井上馨も、その責任を引き受ける首相が誰もいなくなった時点で、やむをえず青木を見放したのであった。^⑤

- ① 実際に、ガビンズ書記官から青木外相に手交されたのは、七月九日である（『外文』三卷上、六八四頁、明治二二日七月二日付フレイザー宛青木書簡）。
- ② 尾佐竹猛「天津事件」（岩波文庫版、一九九一年）一〇六一〇八頁。
- ③ たとえば信夫清三郎編『日本外交史』一、毎日新聞社、一九七四年、一五一・一五二頁。
- ④ 「憲政」中「三田尻雜記」のうち、一〇月二日付電信控。詳細は一章（註5）の同日付齋藤書簡による。

- ⑤ FO410/28, No.217.
- ⑥ Nov. 14, 1889, Fraser to Salisbury. *ibid.*, No.354.
- ⑦ Dec. 28, 1889, Fraser to Salisbury, FO410/29, No.11.
- ⑧ *ibid.*, No.20, Incl.4.
- ⑨ 稲生典太郎「条約改正論の歴史的展開」（小峯書店、昭和五一年）三九四頁。
- ⑩ 一八八九年六月二日付「フリス・チャイナ・ヘラルド」掲載「日独間の新条約」。「もちろん、現在の駐日公使が悪いのではない。だが今回のようなことが起きると、公使の存在がなんの役に立つのかとい

う疑問を禁じ得ない。こうした事態が我々にふりかかってくるのであれば、いったいなんのためにベルリンと東京に金のかかる公使館を置いておくのか。両公使館がドイツと日本の間の動きを察知しているがら重視していたのなら、全員更迭されてしかるべきだ。察知していなかったとすれば、そんな連中がなんの役に立つというのか。国際ニュース事典出版委員会・毎日コミュニケーションズ編『外国新聞に見る日本 国際ニュース事典』②(毎日コミュニケーションズ、一九九〇年)によった。

⑪ この構想については、類似した提案の為された明治二〇―二一年の過程に関連して、拙稿 a (七一頁註⑩) に述べた。要約すると、①開港場での領事裁判権維持、②日本の法権への全面服従を条件にした内地居住・通商等の国別許可、③条約ではなく議定書(Protocol) 外交文書(agrée) による簡略な外交的処理、主に国内的立法措置による実施、④貿易協定・関税表の同時批准・実施、⑤領事裁判権完全廃止を前提とする内地での不動産購入許可、という五ヶ条の綱領がそれで、「内地への外国人入内許可」に関する法律草案も備えていた(Jan. 25, 1890, FO410/29, No.21 Incl.)。

⑫ 「雑纂」一三三・一三四頁「独逸公使ノ伝言筆記」。これは「伊東伯爵家文書」中にあつたものの筆写だが、本章(註⑬)の書簡等からみて、渡辺は伊藤博文にこれを伝言する役割を担つたものと考えられる。一二月九日付井上馨宛伊藤書簡、「井上馨文書」二九〇―8。年代は内容から推定した。

⑬ FO410/29, No.20.

⑭ ドイツの対日接近へのガビンスの危惧が、現実的基盤を有していたか否かについては、解答は困難である。ただし、ドイツではこの年三月の宰相ビスマルク失脚を経て外交政策がイギリスとの二国間関係の強化に傾斜してゆくといわれる(岡部健彦「ビスマルク以後」『大阪

大学文学部紀要』昭和四七年、二三三頁)が、一月までのホルレーベンによるドイツ単独の活発な動きは、たしかにその後英政府対案の線に同調を表明する方向に変わった(Oct. 13, 1890, Fraser to Salisbury, FO410/29 No.103)。

⑮ 議会が暴走して現行条約廃棄を政府に強要しかねないというガビンスの危惧が、どの程度正鵠を射たものかについても、正確な解答は得難い。ただ、いまや野に下つた大隈が、在任中に交渉戦略の重要な要素として条約廃棄戦術を準備し、それをちらつかせて成果を上げたという見方が、かなり広範にあつたことは事実である(拙稿b参照)。

⑯ June 21, 1889, FO410/28, No.164.

⑰ Jan. 14, 1890, FO410/29, No.11 Incl.1.

⑱ Jan. 25, 1890, *ibid.*, No.20.

⑲ 三月五日付サンダーソン起筆稟議書(FO46/398)。カリー次官とノールズヘリ首相兼外相のコメントも書き込まれている。

⑳ これもガビンスの覚書を付す(FO410/29, No.27)。

㉑ March 5, 1890, *ibid.*, No.38.

㉒ *ibid.*, No.54.

㉓ *ibid.*, No.57.

㉔ 藤原明久「大隈外相の条約改正交渉と日本裁判権の構成」上(『神戶法學雜誌』四三―二、一九九三年九月)三六八―三七〇頁を参照。

㉕ June 7, 1890, *ibid.*, No.72.

㉖ *ibid.*, No.69.

㉗ 前出の一二月付覚書で、ガビンスは次のようにも述べている(*ibid.*, No.20, Incl.4)。「個別交渉原則の受け入れ、そして新条約へのその原則に基く現実の調印は、条約諸国の結束を破壊した。〔中略〕そしてもし問題が正しく評価されるならば、この事実は我々の損失というよりむしろ利益であることがわかるであろう。全ての負担と悪評をも

たらし、在日外国権益保護のために行われた、「列国―引用者」協定の制約からひとたび解放された英国は、独自の政策を遂行すること、そして自身の利益のためにその影響力を行使することが、将来可能になるであろう」。

②⑨ 正確にいえば、領事裁判権継続期間を五年ではなく八―一〇年に上積みすべきとのフレイサー・ガビンズの追加提言 (May 19, 1890, Fraser to Salisbury, *ibid.*, No.76) を考慮して、対案の議定書第一項には若干の文言訂正が加えられた (June 26, 1890, Salisbury to Fraser, *Telegraphic. ibid.*, No.79)。「五年間」はそのままで、諸法律が「満足に」「引続き」二ヶ月実施されるべきことが強調されてゐる。

③⑩ Sep. 13, 1890, Fraser to Salisbury, *ibid.*, No.110 Incl.

③⑪ 通商及航海条約計一九条、議定書計五項（陸奥文書）九六―④）。同九六―⑨には英文も付されている。

③⑫ 「記事」三五頁。これがおそらく、「陸奥文書」中の九月八日付の印刷物であろう（九六―⑤―⑦の三頁）。

③⑬ 第一条を削って第二―一八条を一つずつ前にずらし、第十九条を三つに分割して第一―二〇条にしてゐる。

③⑭ 九月一七日付伊藤宛伊東書簡（伊藤 一）。

③⑮ 「憲政」、伊東伯爵家文書、五六五。

③⑯ 東京大学法学部近代日本法政史料センター、原資料部蔵「中山寛六郎文書」6―169、「山県総理大臣ト伊国公使マーチノー氏談話要略」、明治三年八月一八日。

③⑰ 例えば横浜市編『横浜市史』第四巻下（昭和四三年）三六九―四〇八頁。

③⑱ 一〇月一六日印刷案においては、第一八条、議定書第一項・四項等がある。

③⑲ 『秘書類纂 外交篇』中、五四九―五六三頁。

④⑩ 青木家文書が現在のとき明治の森記念館に移管されるまでの経緯については、同館秋葉洋子氏に御教示を受けた。特記して謝したい。

④⑪ Nov. 10, 1890, Fraser to Salisbury, FO410/29 No.130.

④⑫ Nov. 21, 1890, Fraser to Salisbury, *ibid.*, No.131.

④⑬ 一月二五付青木宛井上馨書簡（井上馨文書）二二七―③）。

④⑭ FO410/29, No.20.

④⑮ FO410/30, No.9.

④⑯ 『日誌』三月一日・一八日付。

④⑰ 三月二八日付電送第二八号「何日頃帰京サル、カ返事待ツ」との電報を送つてゐる (Archives in the Japanese Ministry of Foreign Affairs, Japan, 1868―1945, Microfilmed for Library of Congress, #TEL8)。

④⑱ 『日誌』三月三日・四月二日・八日・九日・一日付。

④⑲ 以下、第一議会関係の記述は特に断らない限り『帝國議会議院議事速記録』1・2及び『帝國議会議院議事速記録』1・2（いずれも東京大学出版会、昭和五四年）による。

⑤⑩ 一年間通用旅券の許与を六ヶ月に戻した点等がある（『記事』一六〇―一六二頁）。

⑤⑪ 綾井武夫（香川）は、二日前の青木演説に意見を表明するためとして、残り時間は法律案ではなく建議案、それも神鞭知常（京都）提出の「海関税領事裁判及沿海貿易二関スル建議案」を優先すべきと提案した。いったんこれが可決されたが、綾井の動議は書面では単に建議案を優先するとなっていたため、どの建議案を優先するかにつき議事は紛糾し、結局そのまま閉会となった。

⑤⑫ 例えば、山県が大磯に去る直前三月一四日付で警視總監園田安齋が伝えた探聞によると、「自由党并ニ保守主義ヲ持スルノ二分子」が結託して反対運動を計画しつつあり、前者では林包明ら、後者では富田

鉄之助らの議員名が挙っている。同二〇日付では一六日の彼らによる集会の模様が報告された(以上、前出「中山寛六郎文書」6—165、山県首相宛「探聞書」)。四月になると、「青木大臣を刺さむとの血判状」を作って金策中の男が逮捕されるなど(四月三日付「日本」【報知】)、より直接的な動きも報じられてくる。

⑤④ 前出 FO410/29, No.110 Incl.

⑤⑤ 前出 *ibid.*, No.130.

⑤⑥ May 4, 1891. Fraser to Salisbury. FO410/30, No.19.

⑤⑦ 明治四年五月二日付「英国覆案ニ対スル意見」(「秘書類纂 外交篇」中)四九三頁。伊東によるものと推定される。

⑤⑧ 伊藤は「自家の腹心たり股肱たり」という人物で「鞏固」な内閣をつくるといふ希望には時期尚早と判断して固辞し(四月二七日付「日本」)、西郷は自分はとても総理の能はないとの言を貰った(「日本」四月一四日「西郷伯の謙讓」とみてよからう)。

お わ り に

本稿に述べた論点は概略以下の通りである。

第一に、条約改正をめぐる日本政府内にこの時期二つの路線が存在していたことを示した。伊藤・井上・青木それに限という、若干の不満は残っても速やかに改正をすすめようとする積極路線と、不満を残してまで改正するには及ばないという井上毅や伊東らの消極路線がそれである。山県ら中間派は両者の間を動揺するが、その際大きな決定要因となっていたのは世論・議会の動向への配慮であった。そして、こうした政府内分裂があるかぎり、たとえ外国側から有利な提案があったとしても改正交渉を前へ進められないことが、青木外相期の経験で明らかになったのである。

第二に、これまで改正の最大の難敵と思われていたイギリスの動向が、この時期に大きく変化したことである。イギリ

⑤⑨ (四)月二七日山県宛品川書簡(「山県有朋関係文書」マイクログラム「明治廿四年中書翰 全」)。

⑥⑩ 例えば四月二八日付「日本」・「日日」、二九日付「国民新聞」。

⑥⑪ 「松方伯内閣総理大臣ノ任ニ就クニ先チ(中略)条約改正ノ事業ヲ中止センコトヲ欲スル意見ヲ抱持セラレ、(中略)青木子ニ説キ、同子モ亦之ヲ諾スルノ結果ヨリシテ松方伯ハ首相ノ大任ニ就クニ至レリ」(「条約改正ニ関シ閣議提出ノ甲乙断案ニ付意見書」、明治四年後半、陸奥農商相によると推定、「陸奥文書」九三—二二)との経緯があったことは確実である。ところがその一方で、松方就任後の五月一〇日頃に至っても、枢密院・閣僚その他から反対はあるが「山県伯の辞任は条約改正に何の影響もない」、と青木はフレイザーに主張しつづけた(May 12, 1891. Fraser to Salisbury. FO410/30, No.20)。

⑥⑫ 五月二日付伊藤宛井上馨書簡(「伊藤」一)。

スの変化の要因は、ロシアへの警戒という日本から見て外在的なものではなく、日本自身の動向という内在的なものから来ていた。条約改正の妨害者となって日本の恨みを買うこと、さらには条約廃棄という強硬手段に日本が出ることを、イギリスは危惧していたのである。急速に近代化を進めつつある日本は、イギリスにとつてはるかに弱小国とはいえず、敵にまわしたくない国となりつつあったのである。それは、明治二六（一八九三）年二月、新たな提案による交渉を進めつつあった伊藤内閣・陸奥外相が議会の一部による「条約勵行」の動きに正面から立ち向かう姿勢を鮮明にしたとき、積極的にこれに応じることで、排外主義的傾向から日本を遠ざけようとイギリスが決断する前提となった。

青木外相期、日本政府は二つの路線の分裂により、英政府対案という好機会を見送ることになった。日本側が積極的に交渉に向けて次に動き出すのは、積極路線にたつ伊藤が首相になってからである。そして伊藤内閣・陸奥外相の案は、これまでの段階的改正案ではなく、「対等」条約案であり、改正案の不十分性を攻撃してきた消極路線の主張をもふまえたものとなっていた。伊藤内閣の改正方針は、二つの路線の総合という性格を持っていたのである。そして、この対等案という提案があえてなされた背景には、青木外相期にイギリス側が示した譲歩の実績があった。

（京都学園大学非常勤講師）

special skills who could associate on equal terms with a man of letters, and their status was enhanced at the same time.

However, when Beijing began to re-surface as the center of activities involving collection and appreciation of paintings, calligraphy and antiques, the predominance of the Jiangnan region declined and the activities of merchants also tended toward a close.

Negotiations for Treaty Revisions in the Period
of Minister for Foreign Affairs Aoki Shuzo:
The Planning Process and the International Environment

by

OISHI Kazuo

The decision of the cabinet meeting of December 10, 1889 to take corrective measures following Okuma's negotiations for treaty revision, was to record two conflicting opinions: the first consisted of the proposal of Kowashi Inoue, the chief of the Legislation Bureau, and Miyoji Ito, the chief secretary of the Privy Council, insisting on rejection of the ratification of the new treaties, which had already been signed; and the second of Kaoru Inoue, minister for agriculture and commerce, and Shuzo Aoki, the vice-minister for foreign affairs, which was the main position of the cabinet, demanded modifications in the new treaties. Anxious about the possibility of intervention by Germany or other Treaty Powers while the Japanese government was weakened and in disunity and fearing that a majority in the first parliament would push the government to take some dangerous step such as a denunciation of the existing treaties, the British government, on the other hand, decided to abandon demands for the appointment of foreign adjudicators and to take preemptive action by submitting new counter proposals. The Yamagata administration, deprived by the English government proposals of shifting responsibility for the delay of treaty revisions and unable to start negotiations itself out of consideration of the advocates of equal treaties, faced a dilemma. In the end, Aoki, the Minister of Foreign Affairs, seized the initiative and started full negotiations, and the Yamagata administration resigned at the close of the first

parliament. Aoki was in effect replaced and negotiations were suspended. These results, however, also meant that each party achieved its own ends: for Japan, the withdrawal of Okuma's proposals, and for Great Britain, the avoidance of the risk of being made into a scapegoat.